

枝川浄化センター屋上広場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、枝川浄化センター(以下「センター」という。)屋上広場のうち、主として「多目的広場」を市民の利用に供するに当り、円滑な管理運営を図るため、必要な事項を定める。

(管理)

第2条 この広場は、下水道施設の一部を市民の利用に供するものであり、西宮市公共下水道管理者(以下「管理者」という。)が管理する。

(使用者の範囲)

第3条 この広場の使用者は、西宮市に在住する市民を対象とする。

(使用の範囲)

第4条 多目的広場の使用の範囲は次の各号のとおりとする。

(1) 地域のスポーツ活動(ソフトボール、軟式少年野球、その他スポーツ全般(ただし、中学生以上の者の野球、ゴルフ、その他管理上危険であると認められるものを除く。))

(2) 地域の文化・レクリエーション活動

(3) その他特に必要と認める事項

2 前項各号に該当する場合においても学校行事(部活動・サークル活動等を含む)、法人の福利活動及び営利を目的とするものは除く。

(使用日及び時間)

第5条 使用日及び使用時間は、次の各号のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、臨時に使用を中止し、又は使用日若しくは使用時間を変更することができる。

(1) 使用日は1月5日から12月27日までとする。

(2) 使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、5月1日から8月31日までは午前9時から午後6時までとする。

(3) 使用時間単位(以下「枠」という。)は原則として2時間とする。ただし、5月1日から8月31日までの最終時間帯は3時間とする。

(4) 各種大会、運動会等特に必要と認められるもの(以下「大会等」という。)で次条に示す要件を満足する場合は、半日(午前9時からの2枠又は午後1時からの2枠)又は1日を単位として大会枠を設定することができる。ただし、大会枠の設定は、土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日(以下「休日等」という。)については月のうち1日を限度とする。

(大会等の要件)

第6条 前条第4号の大会等の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大会等の主催者が西宮市に存する団体であること。
- (2) 大会等の内容が、球技の場合は参加チーム数が10チーム(半日大会枠にあっては5チーム)以上、球技以外の場合は参加人員が100名(半日大会枠にあっては50名)以上であること。

(使用者の遵守事項)

第7条 多目的広場の使用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた後に使用すること。
- (2) 指定された場所以外を使用しないこと。
- (3) 使用時間を厳守すること。
- (4) スパイクは着用しないこと。
- (5) テント、柵等の杭等は打込まないこと。
- (6) 使用后、清掃及び整頓して原状に回復すること。
- (7) 駐輪場を除いては、自動車、原動機付き自転車及び自転車のセンターへの乗入れをしないこと。
- (8) 周囲の住民に迷惑のかかる騒音を出さないこと。
- (9) 風紀に反する行為はしないこと。
- (10) 犬、猫等の散歩及びフェンスの外側へ出るおそれのあるラジコン遊具の使用をしないこと。
- (11) 使用者の権利を第三者に譲渡又は転貸をしないこと。
- (12) 善良な使用者として責任を持って使用し、設備等を損傷したときは、直ちにその旨を申し出てその損害を賠償すること。

(使用者の決定方法)

第8条 多目的広場の使用を2時間又は3時間の枠で希望する者は、使用希望日の属する月(以下「使用月」という。)の前月の第1水曜日(休日等の場合はその翌日)に、センターにて多目的広場使用受付簿(様式1)による受付を済ませた後、受付番号順に選択権順位の抽選を行い、抽選結果による選択順位の順に使用日時を仮決定する。

2 多目的広場の使用を大会等で希望する者は、あらかじめ大会使用計画書(様式4-2)を抽選日の14日前(休日等の場合はその翌日)までに管理者に提出し承認を得た後、使用月の6ヶ月前の第1木曜日(休日等の場合はその翌日)に前項と同じ方法で使用日時を仮決定する。

3 前2項の抽選の後に多目的広場の使用を希望する者は、先着順で使用日時を仮決定する。ただし、大会等による使用を希望する者の先着順での仮決定は、使用月の2時間又は3時間の枠の抽選日の21日前までとし、かつ、仮決定後大会使用計画書(様式4-2)を14日以内に提出し、承認を得なければならない。

4 第1項及び第2項の抽選に参加できる人数は、1団体につき1名とする。

5 第1項の使用枠は1団体につき4枠までとし、1順目が終わっても希望がある場合は希望者に対して1順目の順で4順目まで使用日時を決定する。ただし、4枠のうち休日等については2枠までとする。

6 第2項の使用大会枠は1団体につき、予備日を含めて2大会枠までとする。ただし、休日等については1大会枠までとする。

7 その他管理者が特に必要と認めたもの。

(団体登録)

第8条の2 多目的広場の使用を希望する者は、あらかじめ屋上広場利用団体登録届出書(様式2)を管理者へ提出しなければならない。

2 団体登録は、年度単位とする。

(予約のない時間帯の当日の使用方法)

第9条 多目的広場の予約のない時間帯の当日の使用は、第7条第1号及び前条の規定にかかわらずだれでも使用することができる。ただし、野球、ソフトボール等広場を独占するものでの使用はできない。

(許可申請書の提出及び許可書の発行)

第10条 多目的広場の使用を希望する者は、使用日時が仮決定した後、多目的広場使用許可申請書(様式3)を使用日の前日(休日等の場合はその前日)までに管理者へ提出しなければならない。ただし、大会等による使用を希望する者は、あらかじめ大会使用許可申請書(様式4)を使用月の3ヶ月前の第1木曜日まで(仮決定日が当該日の14日前以降の場合は仮決定後14日以内)に提出し、承認を得なければならない。

2 管理者は、各申請書を受理した時は、その内容を審査し、この広場の使用の趣旨に適合していると認められる場合は、申請者に多目的広場使用許可書(様式5)又は大会使用許可書(様式6)を発行し、使用日時を決定する。

(使用の受付等の取扱い時間)

第11条 第8条第1項及び第2項で定める抽選は、あらかじめセンターにて受付を済ませた後、午前10時から実施し、第8条第3項及び前条で定める事項は市の執務時間内とする。

(使用の停止)

第12条 管理者は次の各号に掲げる場合には、その使用を停止することができる。この場合、代替日の付与等特別な措置は行わない。

(1) 雨天日又は降雨等の影響で、広場が湿潤している場合。

(2) 使用者が、第7条に定める遵守事項に違反した場合。

(3) 使用者に公共の良俗に反する行為があった場合。

(4) 維持管理上、使用の停止を必要とする場合。

(多目的広場以外の屋上広場の使用)

第13条 多目的広場以外の屋上広場の使用の使用日及び使用時間並びに使用者の遵守事項は、多目的広場に準ずる。

2 多目的広場以外の屋上広場においては、スポーツを行ってはならない。

(使用料)

第14条 使用料は無料とする。

付 則

この要綱は、昭和57年10月10日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。ただし、第8条第2項及び第10条第1項ただし書に規定する大会使用許可に係る申請は、平成20年12月使用分から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成24年11月9日から施行する。

2 第8条第2項に規定する抽選日は、平成25年5月使用分までは従前どおりとし、平成25年6月使用分から適用する。又、第10条第1項ただし書きに規定する大会使用許可申請書の提出期限は、平成25年5月使用分までは「使用月の2時間又は3時間の枠の抽選日の21日前まで」と読み替える。